

令和5年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第2部会 議事録

1 日時 令和5年5月18日(木) 10時00分～10時40分

2 場所 渡島合同庁舎 3階 西棟 ミーティングルーム (WEB開催)

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長	菊池 幸恵	(函館工業高等専門学校社会基盤・工学科 准教授)
副部会長	笠井 久会	(北海道大学大学院水産科学研究院 准教授)
特別委員	田中 浩二	(道南うみ街信用金庫 常務理事)
特別委員	畠山 大	(北海道教育大学教育学部 准教授)
特別委員	菅原 智明	(函館地域産業振興財団工学技術センター 研究主幹)
特別委員	安木 新一郎	(函館大学商学部 教授)

(2) 事務局

北海道渡島総合振興局産業振興部 商工労働観光課長 山本 悟史
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 松田 義人
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 専門主任 菊地 英恵
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 主事 杉浦 聡美
北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 岡坂 直光

4 傍聴者 0名

5 審議事項

「サツドラ函館戸倉店」の法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

(1) 「サツドラ函館戸倉店」の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から届出の概要説明、及び4月24日に開催した第1回審議会における第2部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア 屋外照明や広告塔照明の明るさ10ルクスの設定について

届出書P7-4の「3街並みづくり等への配慮等として講じた事項」のうち、「明るさは10ルクス程度」とあるが、これは何か根拠があるか。個人的には10ルクスというのは、結構暗いと思う。最近では夜間でも、例えば共働きのため子連れで来店する客がいると思うが、その場合10ルクスというのが、小さい子が十分見える明るさに配慮されているかどうか。

また、駐車場の場所によっても明るさに違いがあると思う。雨の日は特に光が地面に吸収されるのでより暗く感じるはずである。地域の住民等への配慮は良いと思うが、10ルクスをもう少し明るくした方が良いのかどうか、駐車場内の安全のための明るさについて、どのように考えているか伺いたい。

(回答)

駐車場法の施行令で定める路外駐車場の構造及び設備に関する技術基準の中で、以下のように記載されており、駐車場内の照明装置については、こちらの内容を基準として計画している。

○ 照明装置(関係法令: 駐車場法施行令第13条)

自動車の車路の路面については、昭和44年建設省告示第1730号「地下街の各構えの接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の基準」による地下道の床面における10ルクスと同一の明るさ、自動車の駐車の用に供する部分の床面については、床面における2ルクス程度の明るさとなっている。

ご指摘の内容は、開店後の店舗の状況や今後の店舗開発の参考にさせていただき、お客様から駐車場内の照明が暗い等のご意見を受けた場合には、照明計画を再検討し対応していく。

(委員 A)

自分でも調べてみたところ、この基準を確認した。ただ、法律が 50 年以上も前のものなので、今後人口バランスの変化に伴い、変わっていくと考えられる。いずれにしても、来客から照明が暗いなどの意見をを受けた場合は対応するとの回答でよろしいと思う。

(事務局)

了解した。

イ 出入口②から店舗までの経路について

出入口②から店舗までの経路は、ハイツ戸倉さんがあることから、駐車場通路の幅がとても狭くなっているため、車のすれ違いや自転車での来店客がある場合、危ないと思う。これに関しては、舗装又は看板で注意書きを工夫していただきたい。

(回答)

こちらの通路は、駐車場法の技術基準で定められている交互通行が可能な 5.5m 以上は確保しており、十分な車路幅であると考えている。

計画では出入口に「歩行者注意（学童注意）」等の注意喚起看板の設置を検討しているが、ご指摘を踏まえ、駐車場入り口サインに「自転車に注意」の文言を追加する。

(委員 B)

出入口②にはサイン A を使うということだが、サイン C と比べて「歩行者・自転車に注意」の文字が小さいと思う。入口が狭いので、多くのサインは置けないと思うが、見落とさない工夫をしていただきたい。

(事務局)

そのように設置者へ伝える。

(委員 B)

了解した。

ウ 出入口②付近の従業員駐車場について

出入口②付近の従業員駐車場は、他が満車の際は来客が使うと思うので、この従業員駐車場の出入時と、出入口②から出入りする車との危険性を考慮し、お互いの注意喚起の看板や標識の設置を検討いただきたい。

(回答)

必要駐車台数 42 台に対して実台数 66 台のため、十分な駐車場となり満車になることはないと思う。ただし混雑が予想される際には、各出入口付近に交通整理員を配置し来客車輛等の誘導を行う。

ご指摘の注意喚起の看板や標識の設置については、非常に危険な場所であれば今後設置を検討する。また従業員に対しては車両を駐車する際、動かす際は安全確認を徹底するように伝える。営業していく中で危険と判断した場合は、この従業員駐車場の 5 台分は優先的には使用しないようにする。

エ 湯川高丘線のピークの時間帯について

湯川高丘線は、他の道路とピークの時間帯が違うので、それを配慮していただきたい。届出書 P 3-10「交通量調査結果表」の調査日が、日曜日となっている。この地域は、函館高専、函館大学や小中学校があり、高専や大学は車で通学している学生も結構いるが、日曜日は学生の通学がないため交通量としては、少ないと考えられる。そのため、調査と実際のピーク時の交通量については、ギャップが出てくるかもしれない。住民説明会の質問にもあったが、バス・自転車・車・バイクの通行通学もある上に、もし平日夕方 3 時とか 4 時の学校の終わる時間が、来客が多い時間と重なると特に危ないと思う。

交通事故もないわけではなく、車の交通量が増えると事故の可能性も大きくなるので、

何か対策等、配慮いただけたらと思う。

(回答)

当該調査は経済産業省の指針に基づいて必要駐車台数の算定のため日曜日に調査を行い、この結果を交通環境調査として利用しております。また店舗の一般的なピーク時は、日曜日の午前 11 時と午後 2 時とされている。

ただ、ご指摘のとおり平日についても、周辺の交通環境への配慮が必要になるため、出入口への注意喚起看板の設置や、通学時間帯を避けての店舗の开店時間を設定する等配慮する。

また、荷さばき車両など取引業者に対しても、場内への入出庫の際の安全確認の徹底を図っていく。

(2) 発言

(部会長)

ただいまの説明について、質問・意見等はないか。質問・意見等がなければ、当該届出に対する第 2 部会としての意見をとりまとめたいと思うが、「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(全委員)

異議なし。

(部会長)

それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 令和 5 年度における第 2 部会の届出状況の説明を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。